

第 35 号議案

京都府教育委員会基本規則及び京都府教育委員会表彰規則の一部を改正する規則
の制定について

京都府教育委員会基本規則第 17 条第 1 項第 9 号の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 6 年 11 月 11 日

教育長 前川 明範

提出の理由

教育委員会の附属機関として「京都府教育職員免許状再授与審査会」を設置するに当たり、京都府教育委員会基本規則（昭和 24 年京都府教育委員会規則第 1 号）及び京都府教育委員会表彰規則（平成 14 年京都府教育委員会規則第 9 号）のうち関係する規定について、所要の改正を行うものである。

京都府教育委員会基本規則及び京都府教育委員会表彰規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨

教育委員会の附属機関として「京都府教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）を設置するに当たり、京都府教育委員会基本規則（昭和 24 年京都府教育委員会規則第 1 号）及び京都府教育委員会表彰規則（平成 14 年京都府教育委員会規則第 9 号）のうち関係する規定について、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

（京都府教育委員会基本規則）

- ・教育委員会が任免する附属機関の委員に審査会の委員を追加（第 17 条関係）
- ・学校教育課の事務として審査会の庶務に関することを追加（第 19 条の 10 関係）
- ・教育委員会の附属機関の一覧に審査会を追加（第 24 条関係）

（京都府教育委員会表彰規則）

- ・教育委員会附属機関の委員等表彰の対象として、審査会の委員を追加するとともに、附属機関の追加に伴う号の細分ずれを改正。（別表関係）

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

京都府教育委員会基本規則及び京都府教育委員会表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年●月●日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

京都府教育委員会規則第●号

京都府教育委員会基本規則及び京都府教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

(京都府教育委員会基本規則の一部改正)

第1条 京都府教育委員会基本規則（昭和24年京都府教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第3号中サをシとし、オからコまでをカからサまでとし、エの次に次のように加える。

オ 教育職員免許状再授与審査会委員

第19条の10中第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、第18号の次に次のように加える。

(19) 京都府教育職員免許状再授与審査会の庶務に関すること。

第24条中「京都府いじめ防止対策推進委員会」を
「京都府いじめ防止対策推進委員会
京都府教育職員免許状再授与審査会」に改める。

(京都府教育委員会表彰規則の一部改正)

第2条 京都府教育委員会表彰規則（平成14年京都府教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表の2の項の(1)中コをサとし、ウからケまでをエからコまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 京都府教育職員免許状再授与審査会委員

別表の備考の1中「エ」を「オ」に改め、同表の備考の2中「ク」を「ケ」に改め、同表の備考の3中「ケ」を「コ」に改め、同表の備考の4中「コ」を「サ」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

現行	改正案	備考
(教育長に委任する事務) 第17条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(2) (略) (3) 次に掲げる者の任免を行うこと。 ア～ウ (略) エ いじめ防止対策推進委員会委員 オ 産業教育審議会委員 カ スポーツ推進審議会委員 キ 社会教育委員 ク 図書館協議会委員 ケ 文化財保護審議会委員 コ 指定管理者等選定審査会教育委員会部会委員 サ 参与 (4)～(27) (略) 2 (略) (学校教育課の事務) 第19条の10 学校教育課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(17) (略) (18) 京都府いじめ防止対策推進委員会の庶務に関すること。 (19) 京都府教育職員免許状再授与審査会の庶務に関すること。 (20) 京都府総合教育センターに関すること（教職員人事課の所掌に属するものを除く。）。 (21) 部内室及び他課の主管に属しないこと。 (附属機関) 第24条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより設置された附属機関は、次のとおりである。 京都府教科用図書選定審議会 京都府いじめ防止対策推進委員会 (略)	(教育長に委任する事務) 第17条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(2) (略) (3) 次に掲げる者の任免を行うこと。 ア～ウ (略) エ いじめ防止対策推進委員会委員 オ 教育職員免許状再授与審査会委員 カ 産業教育審議会委員 キ スポーツ推進審議会委員 ク 社会教育委員 ク 図書館協議会委員 ケ 文化財保護審議会委員 コ 指定管理者等選定審査会教育委員会部会委員 シ 参与 (4)～(27) (略) 2 (略) (学校教育課の事務) 第19条の10 学校教育課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(17) (略) (18) 京都府いじめ防止対策推進委員会の庶務に関すること。 (19) 京都府教育職員免許状再授与審査会の庶務に関すること。 (20) 京都府総合教育センターに関すること（教職員人事課の所掌に属するものを除く。）。 (21) 部内室及び他課の主管に属しないこと。 (附属機関) 第24条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより設置された附属機関は、次のとおりである。 京都府教科用図書選定審議会 京都府いじめ防止対策推進委員会 京都府教育職員免許状再授与審査会 (略)	附属機関の新設 附属機関の新設 附属機関の新設

現行

別表 (第2条関係)

表彰者	被表彰者の範囲 (略)
1 京都府教育功勞者表彰	
2 京都府教育委員会附属機関の委員等表彰	(1) 次に掲げる附属機関等の委員として10年以上在職した者であつて、職務に精勵し、京都府教育行政の発展に貢献したもの ア 京都府教科用図書選定審議会委員 イ 京都府いじめ防止対策推進委員会委員 ウ 京都府産業教育審議会委員 エ 京都府スポーツ推進審議会委員 オ 京都府社会教育委員 カ 京都府立図書館協議会委員 キ 京都府文化財保護審議会委員 ク 教育支援委員会委員 ケ 京都府公立学校教職員疾病専門家会議委員 コ 京都府立学校教職員結核専門家会議委員 (2)
3 京都府公立学校教職員表彰	(略)
4 京都府教育委員会事務局職員表彰	(略)
5 京都府公立学校退職教職員表彰	(略)

備考

- 2の項の(1)のウに掲げる京都府スポーツ推進審議会委員の在職期間には、当該委員がスポーツ基本法(平成23年法律第78号)の施行の日以前に京都府スポーツ振興審議会委員であつた期間を通算するものとし、最初に任命される京都府スポーツ推進審議会委員のうちスポーツ基本法の施行の日以前において現に京都府スポーツ振興審議会委員であつた者の在職期間には、スポーツ基本法の施行の日から京都府スポーツ推進審議会委員に就任した日の前日までの期間を通算するものとする。
- 2の項の(1)のクに掲げる教育支援委員会委員の在職期間には、当該委員が平成14年3月31日以前に府立学校に係る適正就学指導委員会委員であつた期間及び平成27年3月31日以前に就学指導委員会委員であつた期間を通算するものとする。
- 2の項の(1)のケに掲げる京都府立学校教職員疾病専門家会議委員の在職期間には、当該委員が平成24年12月3日以前に京都府公立学校教職

改正後 (案)

別表 (第2条関係)

表彰者	被表彰者の範囲 (略)
1 京都府教育功勞者表彰	
2 京都府教育委員会附属機関の委員等表彰	(1) 次に掲げる附属機関等の委員として10年以上在職した者であつて、職務に精勵し、京都府教育行政の発展に貢献したもの ア 京都府教科用図書選定審議会委員 イ 京都府いじめ防止対策推進委員会委員 ウ 京都府教育職員免許状再授与審査委員会委員 エ 京都府産業教育審議会委員 オ 京都府スポーツ推進審議会委員 カ 京都府社会教育委員 キ 京都府立図書館協議会委員 ク 京都府文化財保護審議会委員 ケ 教育支援委員会委員 コ 京都府公立学校教職員疾病専門家会議委員 サ 京都府立学校教職員結核専門家会議委員 (2)
3 京都府公立学校教職員表彰	(略)
4 京都府教育委員会事務局職員表彰	(略)
5 京都府公立学校退職教職員表彰	(略)

備考

- 2の項の(1)の本に掲げる京都府スポーツ推進審議会委員の在職期間には、当該委員がスポーツ基本法(平成23年法律第78号)の施行の日以前に京都府スポーツ振興審議会委員であつた期間を通算するものとし、最初に任命される京都府スポーツ推進審議会委員のうちスポーツ基本法の施行の日以前において現に京都府スポーツ振興審議会委員であつた者の在職期間には、スポーツ基本法の施行の日から京都府スポーツ推進審議会委員に就任した日の前日までの期間を通算するものとする。
- 2の項の(1)のクに掲げる教育支援委員会委員の在職期間には、当該委員が平成14年3月31日以前に府立学校に係る適正就学指導委員会委員であつた期間及び平成27年3月31日以前に就学指導委員会委員であつた期間を通算するものとする。
- 2の項の(1)のゴに掲げる京都府立学校教職員疾病専門家会議委員の在職期間には、当該委員が平成24年12月3日以前に京都府公立学校教職

附属機関の新設

号の細分ズレ

号の細分ズレ

号の細分ズレ

員疾病審査委員会委員に就いた期間を通算するものとする。 4 2の項の(1)の二に掲げる京都府立学校教職員結核専門家会議委員の在職期間には、当該委員が平成17年3月31日以前に京都府公立学校教職員結核審査委員会委員に就いた期間及び平成24年12月3日以前に京都府立学校教職員結核審査委員会委員に就いた期間を通算するものとする。 5 (略)	員疾病審査委員会委員に就いた期間を通算するものとする。 4 2の項の(1)の二に掲げる京都府立学校教職員結核専門家会議委員の在職期間には、当該委員が平成17年3月31日以前に京都府公立学校教職員結核審査委員会委員に就いた期間及び平成24年12月3日以前に京都府立学校教職員結核審査委員会委員に就いた期間を通算するものとする。 5 (略)	号の細分ズレ
---	---	---------------